第一項の表八七の項を次のように改める。

八七	削除

第一項の表九八の項を次のように改める。

九八	削除

第一項の表一〇一の項を次のように改める。

一〇一	削除

第一項の表一一七の項から一二〇の項までを次のように改める。

一一七	削除
一一八	削除
一一九	削除
一二〇	削除

第一項の表一二七の項から一三〇の項までを次のように改める。

一二七	削除
一二八	削除
一二九	削除
一三〇	削除

第一項の表一三五の項及び一三六の項を次のように改める。

一三五	削除
一三六	削除

十五　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇二の項を次のように改める。

一〇二	削除

第一項の表一四七の項を次のように改める。

一四七	削除

第一項の表一七四の項を次のように改める。

一七四	削除

第一項の表一九七の項を次のように改める。

一九七	削除

第一項の表二二一の項を次のように改める。

二二一	削除

第一項の表二二六の項を次のように改める。

二二六	削除

第一項の表二三九の項を次のように改める。

二三九	削除

第一項の表二七二の項から二七四の項までを次のように改める。

二七二	削除
二七三	削除
二七四	削除

第一項の表二七六の項を次のように改める。

二七六	削除

第一項の表二八三の項を次のように改める。

二八三	削除

第一項の表二八五の項を次のように改める。

二八五	削除

十六　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五〇の項を次のように改める。

50	削除

第一項の表五五の項を次のように改める。

55	削除

第一項の表八六の項を次のように改める。

86	削除

第一項の表一〇七の項を次のように改める。

107	削除

第一項の表一二四の項を次のように改める。

124	削除

第一項の表一八七の項を次のように改める。

187	削除

第一項の表一九〇の項を次のように改める。

190	削除

第一項の表二一三の項を次のように改める。

213	削除